

第1 審査会の結論

広島県知事（以下「実施機関」という。）が本件異議申立ての対象となった行政文書について不存在であることを理由に不開示とした決定は、妥当である。

第2 異議申立てに至る経過

1 開示の請求

異議申立人は、平成18年9月24日付けで、広島県情報公開条例（平成13年広島県条例第5号。以下「条例」という。）第6条の規定により、実施機関に対し、平成16年4月1日から平成18年3月31日までに提起された全ての不服申立てについて、広島県情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）に諮問しないことを決定した経緯等が記録されている決裁文書など（以下「本件請求文書」という。）の開示の請求（以下「本件請求」という。）をした。

2 本件請求に対する決定

実施機関は、本件請求に対し、本件請求の対象となる異議申立てを次のとおり特定した上で、本件請求に対しては、対象となる行政文書を作成又は取得していないため、不存在を理由とする行政文書不開示決定（以下「本件処分」という。）を行い、平成18年10月31日付けで異議申立人に通知した。

- ・平成16年11月15日付け行情第13号（以下「別件処分」という。）に対する平成16年11月22日付け異議申立て（以下「別件異議申立て」という。）

3 異議申立て

異議申立人は、平成18年11月5日付けで、本件処分を不服として、行政不服審査法（昭和37年法律第160号。平成26年法律第68号による改正前のもの。以下「法」という。）第6条の規定により、実施機関に対し異議申立てを行った。

第3 異議申立人の主張要旨

1 異議申立ての趣旨

本件処分を取り消し、本件請求文書を開示するよう求める。

2 異議申立ての理由

異議申立人が、異議申立書及び意見書で主張している本件異議申立ての理由は、おおむね次のとおりである。

実施機関に対して提起した異議申立書について、処分庁である実施機関は、条例の規定に従わず、審査会に対して諮問すらしていないものがある。

審査会に諮問しなかった開示決定等についての全ての不服申立事案について、審査会に諮問しないことを決定した経緯等が記載されている決裁文書などの開示請求をしたが、作成又は取得していないという不当な理由をもって法に基づく異

議申立書を審査会へ諮問しなかった経緯を明らかにせず、条例の趣旨を踏みにじったものである。

不服申立ての事実を審査会へ諮問しないことを担当部署の職員が一存で決定できるとは考えられないことから、審査会に諮問しないことを決定した経緯等が記載されている決裁文書などがあると思料される。

そもそも、適正な手続による開示請求に対して、実施機関が裁量権を濫用して一方的に却下の決定を強行したに過ぎないのであり、平成22年広島県条例第38号による改正前の条例第18条第1項(以下単に「改正前の条例第18条第1項」という。)に規定されている「開示決定等」には、当該不適法な「却下」の処分が含まれると考えられる。

したがって、開示請求の対象とした全ての不服申立てに係る開示すべき文書を条例などの規定に従って特定し、速やかに開示するよう要求する。

第4 実施機関の説明要旨

実施機関が、理由説明書で説明する本件処分を行った理由は、おおむね次のとおりである。

本件請求について、平成16年4月1日から平成18年3月31日までに提起された不服申立てを確認したところ、審査会に諮問していなかった事案は、平成16年度に提起された別件異議申立てのみである。

別件異議申立ては、行政文書開示請求に対する却下決定を行った別件処分に対して行われたものである。

改正前の条例第18条第1項の規定により、審査会に諮問するものは「開示決定等」に係る不服申立てとされている。そして、この「開示決定等」とは、行政文書開示請求に係る開示、部分開示及び不開示(不存在を理由とするもの及び存否応答拒否を含む。)と規定されている。

このことから、補正に応じないことを理由として行った別件処分に対する不服申立ては、審査会の諮問の対象ではない。

よって、別件異議申立ては、そもそも諮問の対象とならないため、審査会に諮問しなかったことを決定するような決裁文書等は存在しない。

以上のことから、本件請求文書は存在しないため、本件処分は妥当である。

第5 審査会の判断

1 本件請求について

本件請求は、平成16年4月1日から平成18年3月31日までに提起された不服申立てについて、審査会に諮問しないことを決定した経緯等が記録されている決裁文書などの開示を求めるものである。

本件請求に対し、実施機関は、上記第2の2の別件異議申立てを本件請求の対象として特定した上で、別件異議申立ては、審査会への諮問の対象ではないと認識していたため、審査会へ諮問しないことを決定するような決裁文書等は存在せず、本件請求文書は存在しないとして、本件処分を行ったものである。

これに対して異議申立人は、提起された不服申立事案を審査会へ諮問しないことを担当部署の職員が一存で決定できるとは考えられないとして、審査会に諮問しないことを決定した経緯等が記載されている決裁文書などがあると思料されるとして、開示の対象とした行政文書を特定し、速やかに開示するよう要求しており、また、本件請求の趣旨から、本件請求は、実施機関が違法に諮問しないことを決定した文書の開示を求めるものと当審査会は解し、以下その存否について検討する。

2 本件処分の妥当性について

(1) 別件処分時点の改正前の条例第18条第1項について

別件処分時点における改正前の条例第18条第1項に従って、開示決定等について法の規定に基づく不服申立てがあったときは、当該不服申立てに対する決定又は裁決をすべき実施機関は、(1)不服申立てが明らかに不適法であり、却下するとき、(2)不服申立てに係る開示決定等（開示請求に係る行政文書の全部を開示する旨の決定を除く。）を取り消し、又は変更し、当該不服申立てに係る行政文書の全部を開示することとするときを除き、審査会に諮問するものとしていた。

また、実施機関によれば、改正前の条例第18条第1項の「開示決定等」とは、条例第7条第1項の開示決定及び同条第2項の開示しない旨の決定であって、形式上の不備に係る却下決定などは「開示決定等」に含まれないと解釈運用していたということである。

(2) 別件異議申立てについて

別件処分は、行政文書開示請求に対する却下決定であるが、これは、却下決定時点での改正前の条例第18条第1項の「開示決定等」には該当しないため、別件異議申立ては、審査会への諮問の対象外である。

このことから、別件異議申立てについて審査会に諮問しないことを決定する決裁文書等は存在しないという実施機関の主張は不自然、不合理とはいえず、また、条例に違反した事実を隠匿するような違法な実態も確認できなかった。

(3) その他の対象文書について

実施機関は、本件請求文書は存在しないと説明するが、別件異議申立てに対する棄却決定についての決裁文書が本件請求文書に該当すると考えられるため、当審査会において、当該決裁文書を取り寄せて確認したところ、当該決裁文書の起案日は、平成19年3月8日であり、本件請求時には、当該決裁文書は存在しなかった。

したがって、本件請求文書は存在しないため、これを不存在として実施機関が本件処分を行ったことは妥当である。

3 異議申立人のその他の主張について

異議申立人はその他種々主張するが、いずれも上記判断を左右するものではない。

4 結論

よって、当審査会は、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

第6 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別記のとおりである。

別 記

審 査 会 の 処 理 経 過

年 月 日	処 理 内 容
19. 4. 27	<ul style="list-style-type: none"> ・ 諮問を受けた。
19. 8. 30	<ul style="list-style-type: none"> ・ 実施機関に理由説明書の提出を要求した。
19. 10. 1	<ul style="list-style-type: none"> ・ 実施機関から理由説明書を収受した。
19. 10. 1	<ul style="list-style-type: none"> ・ 異議申立人に理由説明書の写しを送付した。 ・ 異議申立人に意見書の提出を要求した。
19. 10. 10	<ul style="list-style-type: none"> ・ 異議申立人から意見書を収受した。 ・ 実施機関に意見書の写しを送付した。
元. 10. 24 (令和元年度第7回第1部会)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 諮問の審議を行った。
元. 11. 25 (令和元年度第8回第1部会)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 諮問の審議を行った。

参 考

答申に関与した委員（五十音順）

井 上 嘉 仁 （ 部 会 長 ）	広島大学大学院准教授
内 田 喜 久	弁護士
横 山 美 栄 子	広島大学教授